

認可外保育施設等を利用している
施設等利用給付2号又は3号認定
保護者の皆様へ

岩倉市 子育て支援課

施設等利用給付認定の現況確認について

日頃より岩倉市の幼児教育・保育行政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、施設等利用給付2号又は3号認定を受けて認可外保育施設、一時保育、ファミリー・サポート・センター等の利用料が無償化の対象となっている人が、令和4年度も引き続き認定（無償化）を受けるためには、就労や疾病等の保育の必要性が継続していることを現況確認させていただく必要があります。

つきましては、下記の通り現況届等をご提出いただきますようお願いいたします。なお、期日までに提出がない場合は認定が取り消されることがありますので、必ずご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

☆令和3年12月現在、認可外保育施設等の利用料の無償化を受けるために施設等利用給付2号認定又は3号認定を受けている児童が対象です。

- ・令和4年3月末までに岩倉市から転出する児童は対象外です。転出先の市町村で新たに認定を受けてください。
- ・令和4年4月から別の施設に通う児童は、別の手続きが必要な場合がありますので、岩倉市子育て支援課に一度ご連絡ください。
- ・令和4年4月から小学校に通う年齢の児童は対象外です。

2 必要な手続きについて

☆対象者は次の①②の書類を令和4年1月21日（金）までに、岩倉市子育て支援課にご提出ください。

①「施設等利用給付認定現況届（法第30条の4第2号・第3号）（引き続き保育の必要性がある人）」

②保育の必要性の事由の証明書類

※別紙「保育の必要性の認定事由と証明書類について」を参照し、令和4年4月時点の状況を証明する書類を提出してください。（例：現在は両親ともに就労しているが、4月時点では母が産休を取得している場合、父は就労証明書、母は母子健康手帳の写しを提出。）

3 その他

- ・上記の他に書類が必要となる場合は個別にご連絡させていただきます。

- ・兄弟で同時に現況届を提出する場合は、提出書類のうち②の提出は1部で結構です。
- ・兄弟が次の(1)～(3)に該当する場合は、②の提出を省略することができます。省略したことが分かるように、「就労証明書は弟の保育園の4月入園申請書に添付」などと書いたメモを添付してください。
 - (1)幼稚園、認定こども園（教育部）、認可外保育施設等を利用する兄弟が、令和4年4月から施設等利用給付2号又は3号認定を受けるための申請をされていて、就労証明書等を提出している場合。
 - (2)兄弟が、保育園又は認定こども園（保育部）の令和4年4月入園の申請で就労証明書等を提出している場合。
 - (3)小学生の兄弟が、放課後児童クラブの令和4年度の入所申請で就労証明書等を提出している場合。
- ※いずれの場合も令和3年度の申請は対象外です。また、証明書類の内容に変更があった場合は再提出が必要です。
- ・現況届の記入例を市ホームページで公開していますので参考にしてください。
「岩倉市 幼児教育・保育の無償化」で検索するか、右のQRコードからご覧ください。なお、様式のダウンロードも可能です。



【問合せ・提出先】 〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 66 番地 （提出は郵送可）
岩倉市子育て支援課保育グループ 担当：宮田 電話：0587-38-5810(直通)